

新 旧 対 照 表

新

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 略

第3条 前条に規定する補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1-1のとおりとする。ただし、平成30年度から継続して事業を実施している補助事業者は別表第1-2のとおりとする。

第4条～第5条 略

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事業を遵守しなければならない。

(1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。

(2)～(10) 略

第7条 略

第8条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。

(4) 第6条に違反したとき。

(5) 第10条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

第9条～第13条 略

旧

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 略

第3条 前条に規定する補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、平成31年度から事業を実施する補助事業者は別表第1-1、平成30年度から継続して事業を実施している補助事業者は別表第1-2のとおりとする。

第4条～第5条 略

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事業を遵守しなければならない。

(1) 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額を行う場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して教育長の承認を受けなければならないこと。

(2)～(10) 略

第7条 略

第8条 教育長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。

(2) 偽りその他不全の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(3) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき。

第9条～第13条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

別記（第2条関係）

事業実施基準

1 保育所等地域連携事業

- (1) 略
- (2) 補助事業者は、次の事業等を実施することとする。  
ア 子育て支援への場の提供

子育て相談、園庭開放、保護者同士の交流、子育て支援情報の提供のいずれか又は複数を組み合わせて、子育て世帯と保育者が集える場の提供を実施すること。

イ～ウ 略

- (3)～(7) 略
- (8) 補助事業者は、安全確保の徹底に努めるとともに、交流事業等を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。
- (9) 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5項から第8項、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

別記（第2条関係）

事業実施基準

1 保育所等地域連携事業

- (1) 略
- (2) 補助事業者は、次の事業等を実施することとする。  
ア 子育て支援への場の提供

子育て相談、園庭開放、保護者同士の交流、子育て支援情報の提供の内容のいずれか又は複数を組み合わせて、子育て世帯と保育者が集える場の提供を実施すること。

イ～ウ 略

- (3)～(7) 略
- (8) 補助事業者は、安全確保の徹底に努めるとともに、交流事業等を対象とした施設賠償責任保険、障害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。
- (9) 略